

指針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
 税理士 疋田 英司
 税理士 中 富 強
 税理士 風間 慎一

中小企業向け設備投資促進税制が拡充 原則として事前の届出が必要です

29年度税制改正で、設備投資を行った場合の特例が拡充されました。
 経営力強化法の認可を受けた経営力向上計画により設備投資を行った場合、固定資産税が3年間半額となる制度に加えて即時償却または7%（資本金3000万円以下の中小法人（個人事業主含む）は10%）の税額控除が利用できますが、その対象資産に、器具備品（30万以上）、建物付属設備（60万以上）が追加されました。

この特例を使う場合は事前に計画の認可を受ける必要があります。
 この税額控除はその年分の税額の20%が限度ですが、超過分は翌年の法人税でも控除することができます。
 設備投資を検討されている場合は担当者ににご相談ください

クールビズ実施中です。ノーネクタイ、軽装でご対応しております。ご理解・ご協力をお願いします



9月の税務・労務

7月決算法人の確定申告	
1月決算法人の中間申告	9月中の
10,1,4月決算法人の消費税 中間申告(年税額400万円超)	決算応答日
源泉所得税、特別徴収税額	9月11日(月)
8月分納期限	
社会保険料・子ども子育て拠 出金(8月分)納付期限	10月2日(月)

9月の行事・業務案内

- 1(金) 防災の日、二百十日
- 7(木) 白露
- 9(土) 重陽、救急の日
- 11(月) 二百二十日
- 18(月) 敬老の日
- 20(水) 彼岸入り
- 23(土) 秋分の日
- 26(火) 彼岸明け
- 27(水) 世界観光の日



〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17第5松葉ビル3階
 Tel:072(805)5252 FAX072(805)5253 info@kskj.jp チャットワークID:hikita
<http://kskj.jp>

【株式会社京阪総合会計事務所】
 記帳代行・給与事務・経営コンサルタント 他
(提携・取次先)
 (生命保険)大同生命、NN生命、ソニー生命 他
 (損保)ユナイテッド・インシュアランス(株) 他
 (ビジネスソフト)ミロク情報サービス、弥生会計
 (不動産)福屋不動産販売 他



今号の紙面

- 中小企業向け投資促進税制が拡充されました。設備投資の前にご相談ください。事前申請や期限があります。
- 最低賃金が大幅に引き上げされます ○給与の差し押さえをいわれたら ○電子帳簿保存法で書類のスリム化
- Q&A ネットオークションで購入した場合の経理処理 ○相続対策シリーズ⑤「贈与税の時効はいつ？」

都道府県	改定額	引上げ額	発効予定日
大阪府	909(883)	26	H29.09.30
京都府	856(831)	25	H29.10.01
奈良県	786(762)	24	H29.10.01
滋賀県	813(788)	25	H29.10.05
兵庫県	844(819)	25	H29.10.01
和歌山県	777(753)	24	H29.10.01
岡山県	781(757)	24	H29.10.01
東京都	958(932)	26	H29.10.01
岐阜県	800(776)	24	H29.10.01

※カッコ内はH28年度

最低賃金が全国平均で25円引き上げられることとなります。発効時期は大阪は9月30日で、どこよりも早く実施されますので対応にご注意ください。

最低賃金額未滿の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。そして、地域

最低賃金が平成14年以來の大幅引き上げ！発効日に注意して下さい

最低賃金のチェック方法

(1) 時間給制の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(3) 月給制の場合

月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金(50万円以下)が定められています。最低賃金法に違反しないように注意して下さい。

**従業員の元妻から
給料から養育費を差し押さえる要請！**

元妻は養育費が支払われていないので給料を差し押さえたいと申し出がありました。

会社が確認すべきは、元妻が差し押さえする権限があるかどうかです。

離婚調停や離婚訴訟等を通じて女性が養育費を請求する権利を有しているのであれば、調停調書や判決等に基づいて差し押さえをすることがあります。

差押えは裁判所からの通知に基づいて行うもの

差し押さえが行われた場合、裁判所から給料債権が差し押えられたこと、給料の一部は元夫に支払ってはいけないことが会社書面で通知されます。

裁判所からの通知が届いた場合には、適法に給料の差し押さえが行われたこととなります。会社は裁判所からの通知に従

って、給料の一部を女性に支払うか法務局に供託する必要があります。

したがって、元妻には、裁判所からの通知がない限り、給料を元妻に直接支払うことはできません。

差押え可能額は制限があります

給料の差し押さえは無制限に認めると債務者の生活に支障をきたします。

そのため、養育費に基づく給料債権の差し押さえの場合、毎月の給料の2分の1に相当する部分が33万円を超えるときは33万円に相当する部分については差し押さえが禁止されています。

帳簿や請求書をデータ保存する方法 電子帳簿保存法 ネットはタイムスタンプ費用

会計帳簿類や領収書などの証憑は、法令で定められた保存年限を守らなければならないが、保存場所の確保や管理が大変です。

これらの書類は法律上、紙で保存することが義務付けられていますが、電磁的形式で保存することは、電子帳簿保存法により認められています。

この法律で保存する方法は3種類あります。

- ① 電磁的記録による保存
- ② マイクロフィルムによる保存
- ③ スキャナ保存

①と②は国税関係帳簿書類をデータ管理している場合の保存方法であり、③は紙で管理している資料を画像データとして保存する方法です。

いずれもデータの改ざんがされていないことを示すために、タイムスタンプという、作成日付が記録される手順が必要となります。

一方、タイムスタンプ利用するには、タイムスタンプ業者にデータを送付し、改ざんが不可能な状態に加工してもらう必要があります。セコムやセイコーなどが行っていますが、この費用が結構高いので、現実的には大量の資料が存在する法人でないと難しいと考えられます。

一方、スマホなどで撮影された領収書データがクラウドに保存されて、AIが自動仕訳して帳簿

に記帳される・そんな仕組みのシステムを提供するフリーやマネーフォワードなどのフィンテック系の会社は、毎月安価な費用でタイムスタンプサービスを行っています。記帳や情報入力として導入される場合は、こちらを利用することで、書類管理が便利になります。

例えば、出先でもらった領収書をスマホで撮影して登録すれば、その領収書を失くしてもデータが電子帳簿保存法による記録となりますので問題がなくなります。

とりあえず申請だけでも

電子帳簿保存を行う場合は、「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」に使用するソフトやシステムの名称を記載するなどして、承認申請する必要があります。

承認申請は3か月後に自動承認となりますので、3か月後から電子保存が認められます。

承認を受けた日からすべての情報を電子保存する義務はなく、できることから進めていけます。紙保存と電子データの併用も認められます。

とりあえず、申請だけしておき、3か月経過後ならいつでも電子保存に移行することができます。

国税関係帳簿書類の保存方法の可否

		紙保存	電子データ・COM保存 (一貫して電子作成)	スキャナ保存 (紙→スキャナ)
帳簿		○ 原則 所法148・法法126等	◎ 特例 電帳法4①(承認制) 真実性・可視性の要件:訂正削除履歴等	×
書類	受領	○ 原則 所法148・法法126等		◎ 特例 電帳法4③(承認制) 真実性・可視性の要件:タイムスタンプ等
	発行(控)	○ 原則 所法148・法法126等	◎ 特例 電帳法4②(承認制) 可視性の要件:検索機能 等	◎ 特例 電帳法4③(承認制) 真実性・可視性の要件:タイムスタンプ等

- : 所得税法、法人税法等で保存が義務付けられているもの
- ◎: 電子帳簿保存法での保存が可能なもの
- ×: 保存が認められないもの

相続対策を考えるシリーズ⑤

贈与税の時効は6年 他の税目より1年長い

一般的に、税金の時効は法定申告期限から5年で時効を迎えます。国の徴収権が消滅する時期となります。しかし、贈与税については特別に6年と定められています。

不正な行為で納税を免れる行為を行った場合は7年になります。

具体的には、2017年に贈与した場合の申告期限は、2018年3月15日です。通常の時効は5年後の2023年3月15日ですが、贈与税の場合は1年延びて2024年、悪質と判断された場合はさらに2年延びて2025年3月15日が時効となります。

ところで、贈与の事実をどのように判断するかは、民法で定める贈与の成立時期、つまり贈与者の贈与意思と、贈与を受ける人の受け取るという意思が合致することで贈与契約が成立します。

また、口頭での贈与契約は引渡し前であれば取り消しができますので、引き渡し時点が贈与の成立時期とされています。

す。

一方的に贈与したい相手の名義で口座を作ることは贈与したことになりません。この場合は名義預金を作っただけです。

時効判断の基準は贈与の成立の有無が問題になります。

このため、贈与契約書を作成して贈与時期を確定するように指導されることがあります。有効である一方、実態と合致していない場合は不正な行為と判断される場合もあります。

過去に公正証書で不動産贈与契約を作成し、登記名義を変更せずに贈与を受けた方が居住し始めました。その後、10年以上経過してから贈与者が死亡しましたが、その財産は贈与が成立しているのに相続税の計算から除外していました。しかし、税務署は対外的に所有権を主張できる登記が行われることで引き渡しが行われると考え、相続税を課税した事件がありました。

このように時効判断は事実関係とともに判断する必要があります

Q&A コーナー

ネットオークションで会社の備品を購入した時の経理処理は？



ネットオークションで会社の備品を購入します。支払は、オークションサイトを通じて個人のクレジットカードで支払いました。経理処理はどうすればよいでしょうか？

落札者との立て替え経理と書類保存が肝心

オークションサイトは個人でないと入札できないサイトがほとんどなので会社から支払うことが難しいですね。

ポイントは、次の基準を検討しましょう。

① 所得計算で必要経費に該当するか？
② 消費税の仕入税額控除の適用を受けることができるか？
このポイントのチェック事項は次の通りです。

- ① 落札商品が会社の経費又は仕入れとして使用されているか。
- ② 立て替え購入した商品の経過及び精算がなされているか。
- ③ 帳簿及び請求書等の保存がされているか。

これらの基準にしたがって処理されているかを判断します。

なお、事業者でない個人からの購入が消費税の仕入税額控除が使えないかという疑問がありますが、国税庁通達では免税事業者や消費者から仕入れた場合でも、その支払った対価は消費税込みの金額とされ、仕入税額控除を行うことができるとされています。

同様に、個人的に立て替えた経費の場合も、この基準で判断することになりますのでご注意ください。